

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：島根県警察本部

令和8年7月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

〈職員の給与の男女の差異の算出に当たっての定義〉

- 1 職員の対象範囲
島根県警察の職員
- 2 職員区分
任期の定めのない常勤職員
任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員等）
- 3 対象とする給与
令和7年4月から令和8年3月までに支給した給与総額
ただし、通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は除く
- 4 算出詳細
 - (1) 任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数は、勤務時間に応じて人数を換算
 - (2) 国の機関等からの出向者の勤続年数は、国家公務員等における勤続年数を通算

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.1%
全職員	76.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－%
本庁課長相当職	91.4%
本庁課長補佐相当職	89.1%
本庁係長相当職	89.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.2%
31～35年	87.6%
26～30年	86.1%
21～25年	84.7%
16～20年	82.1%
11～15年	81.7%
6～10年	85.1%
1～5年	91.3%

【説明欄】

1 全職員に係る情報について

(1) 任期の定めのない常勤職員

- ・ 男性の方が扶養手当及び単身赴任手当の受給者割合が高いことから差異が発生している。
- ・ 女性は勤続年数が 10 年以下の職員割合が高いため、その分平均年間給与が低く、差異が発生している（近年の女性警察官採用強化により、勤続年数が浅い女性警察官が増加）。

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員

会計年度任用職員については、男性の方が報酬単価が高い職種（交番相談員等）の職員割合が高いため、平均年間給与が高く、差異が発生している。

2 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- ・ 男性の方が扶養手当及び単身赴任手当の受給者割合が高く、さらに時間外勤務手当及び宿日直手当の受給額が高いことから差異が発生している。
- ・ 役職段階別に見ると本庁課長補佐相当職では、男性の方が扶養手当の受給額が高くなっている。
- ・ 勤続年数別に見ると時間外勤務手当は勤続年数 11 年～30 年の男性の受給額が高くなっている。

3 その他

任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について 2（1）の表中、「本庁部局長相当職・本庁次長相当職」は該当する女性の職員がいないため非表示

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	8.0%

【説明欄】

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	9.0%
本庁課長補佐相当職	10.1%
本庁係長相当職	12.4%

【説明欄】

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	令和８年度
常勤職員	27.9%
非常勤職員及び臨時的に 任用された職員	36.1%
合計	33.3%

【説明欄】

○常勤職員

全体 61 名（うち女性職員 17 名）

○非常勤職員及び臨時的に任用された職員

全体 122 名（うち女性職員 44 名）

Ⅴ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	92.2%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	—%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	—%	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	4.8%	0.0%	—%	0.0%
2 週間以上 1 月以下	81.9%	0.0%	—%	0.0%
1 月超 3 月以下	13.3%	0.0%	—%	100%
3 月超 6 月以下	0.0%	0.0%	—%	0.0%
6 月超 9 月以下	0.0%	4.3%	—%	0.0%
9 月超 12 月以下	0.0%	39.1%	—%	0.0%
12 月超 24 月以下	0.0%	56.5%	—%	0.0%
24 月超	0.0%	0.0%	—%	0.0%

【説明欄】

男性職員の育児休業等取得推進のための取組

- ・ 男性職員が積極的に育児休業等を取得できるよう、上司とともに休暇・休業計画を策定するなど、組織全体で取得へ向けた職場環境づくりを行っている。
- ・ 子供が生まれる男性職員とその上司を対象とした「男性職員育児研修会」を開催し、組織一体となり育児休業等の取得促進を図っている。

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12.3 時間／月
内部部局等以外	14.7 時間／月

【説明欄】

時間外勤務縮減のための取組

- ・ 定期的に勤務実態等を調査・分析の上、必要な所属に働きかけを実施
- ・ 特定業務等により時間外勤務の上限時間を超過した場合には、各所属において要因を分析の上、改善策を検討するとともに、本部主管課において是正状況を毎月把握し、各所属を指導することで、時間外勤務等の縮減に努めた。
- ・ 職務情報管理システムを活用し、随時、幹部職員が部下職員の時間外勤務の状況を把握することで時間外勤務の縮減を図った。

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

項目	令和7年
年次有給休暇の 年間平均取得日数	16.3 日

※20 日以上付与されたものに限る

【説明欄】

- ・ 休暇の取得促進のため、執務資料の発出により定期的に年休の取得状況を周知した。